

付帯作業料、約款に明示 荷待ち時間記録が義務化

適正取引へ制度刷新

運賃・料金の適正収受では、国土交通省が大きな仕掛けをつくった。標準貨物自動車運送約款の改正と荷待ち時間の日報などへの記載義務付けだ。トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会の下に設置されたトラック運送業の適正運賃・料金検討会（藤井聡座長、京都大学大学院教授）の検討結果を踏

まえ、運送約款を改正。荷待ち時間の記録とともに、荷主・元請けとの適正な取引確保の材料になる制度として期待される。

新約款は11月4日に施行された。これまでうやむやにされていた「運賃」の定義を「運送の対価」として明確化し、それ以外の付帯業務の料金を別途表示するよう規定。「積

み込み料」「取り卸し（積み下ろし）料」「待機時間料」として約款に明示すること

で、適正運賃・料金収受の土台が出来上がった。ただ、荷主への強制力は無いため、運送事業者の交渉力が問われる。

また、新約款に基づき新たな運賃・料金を規定する場合、国に届け出をしなければならず、利用運送事業者も含め、国交省は早期の手続きを求めている。

新約款とともに、荷主との交渉材料として期待されているのが、7月にスタートした運転日報などへの荷待ち時間の記録義務化だ。車両総重量8ト以上または最大積載量5

ト以上の車両に乗務する場合、荷主の都合で30分以上の荷待ち時間が発生するケースが対象。正確な荷待ち時間の把握につながる一方、運転者の負担になる恐れがあるため、全日本トラック協会は記録用紙のサンプルを用意した。

また、国交省はこの荷待ち時間のデータを集め、業態別に収集、分析を進めている。（土屋太朗）

東京都トラック協会の3支部が共催した改正約款の説明会には多くの事業者が参加（9月11日）

